

## 新制度下における法人形態の選択について

(平成 21 年 12 月 22 日 第 100 回理事会決議)

新しい公益法人制度（平成 20 年 12 月 1 日施行）の下における新法人への移行について、旧制度下で財団法人であった当学会が移行しうる法人は「公益財団法人」又は「一般財団法人」のいずれかであることを踏まえ、当学会は、下記の理由により、公益財団法人への移行を選択する。

今後、具体的な移行案を速やかに準備し、会員へのパブリックコメントを経て平成 22 年度総会の承認を得た後、行政庁へ移行認定の申請を行い、可能な限り速やかな移行を目指す。

### 記

- 1 当学会の現在の事業（研究会・シンポジウム等の開催、学会誌の発行、優秀論文の選考・表彰、等）は全て、新制度下の公益事業に該当する見込みである。当学会の公益性は非常に高いと考えられ、実体に即した形態名を冠することが自然である。
- 2 公益財団法人認定のための主要な基準への適合性に関して、
  - i 「公益目的事業比率が 50%以上」について  
現在でも基準に適合する（65%程度）とともに、今後、事務局機能の強化に伴い管理運営費が増加しても、合理的範囲内ならば適合性の維持は可能と見込まれる。
  - ii 「経理的基礎」中の「経理処理・財産管理・情報開示の適正性」について  
昨年から進めている経理処理・決算事務の改善により、概ね困難なく、適正性を確保し維持することが可能と見込まれる。
  - iii 同じく「経理的基礎」中の「財政基盤の明確化」について  
現在は基準に適合しているものの、移行後における安定的な収入の確保が極めて重要な課題となるが、現会員の満足度を高める学会活動の推進及び新規会員の積極的勧誘等の努力を継続するとともに、公益財団法人の利点である寄付優遇税制を活用することにより、適合性の維持は可能と見込まれる。
- 3 公益財団法人の場合の欠点とされる行政庁対応事務の負担の大きさに関しては、確かに、公益認定のために行政庁に提出する書類の作成及びその後認定を得るまでの折衝等には多大の労力を要するが、認定後に毎年提出する報告等については定型的であり、慣れれば重い負担ではないと見込まれる。  
他方、一般財団法人でも、「公益目的支出計画」の期間中（当学会で試算すると 6～7 年）は行政庁の監督があり、実態として事務局の負担に大きな差がないとも推測される。また、行政庁における申請処理の現況を見る限り、一般法人の方が公益法人より簡易迅速に処理されているわけではなく、総じて、行政庁対応事務の負担が公益財団法人の利点を打ち消すような致命的な欠点とは認められない。